

2024年7月31日
株式会社日本政策金融公庫

「クロスボーダーローン」の対象国の拡充について
(メキシコを追加)

株式会社日本政策金融公庫(略称:日本公庫)中小企業事業は、8月1日付けで、「クロスボーダーローン」の対象国として、新たにメキシコ合衆国(以下「メキシコ」)を追加いたします。

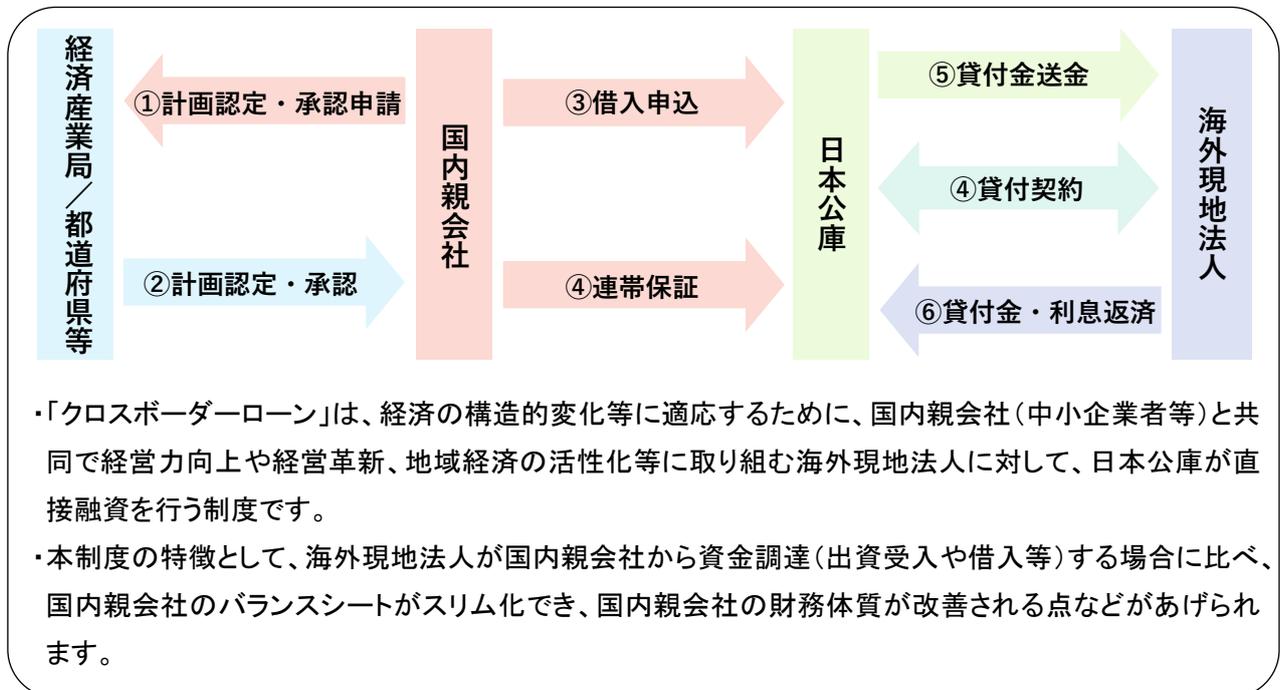
「クロスボーダーローン」は、国内中小企業者の海外現地法人に対して、直接融資を行う制度で、令和3年1月に取扱いを開始したものです。

今般の対象国の拡充は、北米市場向けの生産拠点として、メキシコへの国内中小企業事業者の進出が増加していること等を踏まえ、中小企業者の海外展開にかかる資金ニーズの多様化に対応するものです。

日本公庫は、政策金融機関として、引き続き、中小企業者の海外展開を支援してまいります。

2024年8月1日時点の対象国・地域
タイ、ベトナム、香港、シンガポール、フィリピン及びメキシコ

<本制度のスキーム図>



海外展開・事業再編資金（クロスボーダーローン）の概要

ご利用いただける方 (注1)	次の1～3のいずれかに当てはまる方 1 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた特定事業者（注2）の海外現地法人 2 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた特定事業者の海外現地法人 3 地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた特定事業者またはみなし特定事業者（注3）の海外現地法人
ご利用いただける海外 現地法人の所在国・地域	タイ、ベトナム、香港（注4）、シンガポール、フィリピン またはメキシコ
ご利用いただける 通貨	日本円または米ドル
資金のお使いみち	承認等計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金
融資限度額	14億4千万円
利率（年） (注5)	4億円まで 特別利率③ 4億円超 基準利率 なお、信用リスク、融資期間及び担保の有無に応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。
ご返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）（注6） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）
保証人	国内親会社（特定事業者またはみなし特定事業者）の連帯保証が必要となります。

（注1）ご利用いただける海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が50%以上等の要件を満たすことが必要となります。

（注2）特定事業者：中小企業等経営強化法または地域未来投資促進法に定める特定事業者。詳細は、日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

（注3）地域経済牽引事業計画の申請時に特定事業者であって、同計画の終了までの間に特定事業者でなくなった企業。

（注4）香港に所在する企業の場合には、資本金等に一定の要件がございます。

（注5）米ドルの場合は、貸付期間に応じて所定の利率が加算されます。

（注6）米ドルの場合は、貸付期間が15年以内（うち据置期間2年以内）となります。